

第4次医療法改正に伴う病床区分の届出の現状及び対応について（通知）

- 平成13年3月1日に施行された医療法改正（第4次改正）では、
 - 病院の「旧その他病床」は、新法では「療養病床」、「一般病床」に区分することとされており、病院の開設者は、平成15年8月31日までにいずれかを選択して届出をする
 - 期限までに届出がない場合は、開設の許可が取り消されるものとして取り扱う

（注）なお、介護力強化病棟については、平成15年3月31日までの暫定措置であり、同日までに療養病床として届出しない場合は、法律上自動的に、介護保険の適用からはずれ、医療保険適用となる。

- 厚生労働省で各都道府県に対して届出状況を調査したところ、本年9月1日現在での届出率は、病床数で2割程度であることがわかった。

（参考）全国の届出状況（平成14年9月1日現在）

旧法	その他病床	757,677床
	療養型病床群	201,841床
	特例許可病床	25,716床
	未届出計	985,234床（77.1%）
新法	一般病床	191,882床
	療養型病床	101,468床
	届出計	293,350床（22.9%）

- このため、各都道府県に対し、下記を内容とする通知を発出するとともに、日本医師会、日本病院会などの関係団体に対して届出の促進のための周知について協力を要請した。
 - 今後、毎月ごとに届出状況を把握し、厚生労働省に報告するよう依頼
 - まだ届出を行っていない病院に対して、
 - ①「一般病床」、「療養病床」それぞれの人員配置基準、構造設備基準
 - ②療養病床への転換支援措置
 - ③適用される経過措置等について個別に十分な説明を行い、病床区分の選択等につき、適切な判断ができるよう、必要な指導等を行うよう依頼

- 厚生労働省としては、今後も引き続き定期的に、届出状況の把握及び届出の促進のための周知を行っていく予定である。



医政発第1128001号
平成14年11月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法等の一部を改正する法律附則第2条に基づく届出について

医療法等の一部を改正する法律(平成12年12月6日法律第141号。以下「改正法」という。)については、平成13年3月1日から施行され、その改正内容、留意事項等については、「医療法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成13年2月22日医政発第125号医政局長通知)により通知したところであるが、改正法附則第2条第1項の規定に基づき、「旧その他の病床」を有する病院の開設者は、平成15年8月31日までに「一般病床」又は「療養病床」のいずれかに移行させる旨の届出を行わなければならないこととされている。

今般、届出期限まで1年足らずとなった状況等を踏まえ、貴職におかれては下記の事項に留意の上、届出の履行について適切な対応をしていただくようお願いしたい。

記

第1 届出状況の把握

本年9月30日付け事務連絡により、病床区分の届出状況について調査報告をお願いしたところであるが、その集計結果によると、届出が済んでいる病床は全体の2割程度となっている。今後も引き続き管下医療機関の届出状況を把握するとともに、毎月1日現在の届出状況を当職あて報告をお願いしたい。

なお、平成14年9月1日時点での各都道府県ごとの届出状況は別紙1のとおりである。

第2 未届出病院に対する届出の履行促進

施行通知第九の2で示したとおり、平成15年8月31日までに改正法附則第2条第1項に基づく病床区分の届出がなされなかった場合には、改正法附則第2条第6項又は第7項に基づき「旧その他の病床」に係る部分については、病院開設の許可が取り消されたものとして取り扱われることとなる。

このことを踏まえ、まだ届出をしていない病院に対しては、

- ①「一般病床」、「療養病床」それぞれの人員配置基準、構造設備基準
- ②療養病床への転換支援措置
- ③適用される経過措置

等について、個別に十分な説明を行い、個々の病院が、患者の病状やスタッフの状況、地域医療の実情等を踏まえつつ、「一般病床」、「療養病床」の選択等につき、適切な判断ができるよう、必要な指導等を行い、管下の全ての病院が期限までに届出を行うことができるよう、適切な対応をお願いしたい。

①の人員配置基準及び構造設備基準及び③の経過措置については別紙2を、②の療養病床への転換支援措置については別紙3を参照していただきたい。

なお、改正法附則第2条第1項に基づく病床区分の届出を行った後においても、所在地の都道府県知事の許可を受けた場合には、病床区分の変更を行うことは可能であるので、念のため申し添える。

特に、改正前の医療法第21条第1項但書きの許可を受けている、特例許可老人病棟を有する病院については、「一般病床」、「療養病床」いずれかの選択に応じて、人員配置の引上げや病床面積の拡大が必要となる点に十分留意して、個々の病院に対し、適切な指導方をお願いしたい。さらに、そのうちのいわゆる介護力強化病棟に関しては、平成15年3月31日までの間に療養病床の届出を行わなかった場合には、自動的に介護保険適用からはずれ、医療保険適用となるので、十分留意されたい。(詳細は、平成13年6月25日付け事務連絡(別紙4)参照)

なお、本件については関係団体とも十分に連携した上で、適切な対応をしていただくようお願いしたい。

(別紙1)

療養型病床群の開設許可状況

(平成14年9月1日現在)

都道府県名	病 院 病 床 数						計
	改正医療法		旧医療法上のその他の病床				
	療養病床	一般病床		療養型 病床群	特例許可 老人病棟	その他の病床	
北海道	9,316	14,909	60,439	15,804	1,441	43,194	84,664
青森	1,297	4,758	9,120	1,251	0	7,869	15,175
岩手	578	1,210	13,893	1,806	34	12,053	15,681
宮城	992	3,516	16,282	1,723	0	14,559	20,790
秋田	809	1,187	10,961	1,500	0	9,461	12,957
山形	108	1,142	10,189	1,415	0	8,774	11,439
福島	1,143	2,001	19,716	2,508	71	17,137	22,860
茨城	876	4,423	20,772	4,229	343	16,200	26,071
栃木	845	356	16,114	3,059	40	13,015	17,315
群馬	1,720	7,285	10,906	2,291	120	8,495	19,911
埼玉	3,786	3,158	42,508	7,379	2,810	32,319	49,452
千葉	3,245	2,989	36,689	5,890	816	29,983	42,923
東京	6,258	14,417	82,338	9,508	4,361	68,469	103,013
神奈川	4,537	9,129	48,146	4,505	2,730	40,911	61,812
新潟	2,150	2,608	18,513	2,331	421	15,761	23,271
富山	2,885	3,983	8,331	2,276	0	6,055	15,199
石川	1,574	589	14,271	3,006	140	11,125	16,434
福井	549	2,768	6,477	1,646	10	4,821	9,794
山梨	505	1,381	7,230	1,607	0	5,623	9,116
長野	1,013	2,662	16,040	2,223	0	13,817	19,715
岐阜	1,182	4,244	11,497	1,514	0	9,983	16,923
静岡	4,542	4,024	24,092	4,131	902	19,059	32,658
愛知	5,103	15,133	34,720	6,689	799	27,232	54,956
三重	965	2,331	12,905	2,984	118	9,803	16,201
滋賀	1,035	2,475	8,638	1,059	246	7,333	12,148
京都	1,251	719	28,168	3,932	1,419	22,817	30,138
大阪	3,523	4,401	83,522	14,054	4,228	65,240	91,446
兵庫	3,311	5,372	45,167	10,454	230	34,483	53,850
奈良	1,028	2,182	10,274	1,396	0	8,878	13,484
和歌山	320	480	10,913	2,103	0	8,810	11,713
鳥取	0	0	7,152	1,549	130	5,473	7,152
島根	335	1,425	7,478	1,597	291	5,590	9,238
岡山	1,811	7,379	16,012	3,204	72	12,736	25,202
広島	3,887	6,798	20,870	5,725	172	14,973	31,555
山口	1,549	12,332	8,277	7,962	315	0	22,158
徳島	1,348	2,443	8,086	3,467	0	4,619	11,877
香川	1,231	4,257	7,951	1,127	131	6,693	13,439
愛媛	1,928	4,193	12,916	3,617	300	8,999	19,037
高知	1,545	3,403	10,284	6,079	304	3,901	15,232
福岡	6,654	4,997	55,254	15,239	1,555	38,460	66,905
佐賀	2,070	2,816	6,214	2,122	0	4,092	11,100
長崎	3,242	2,540	14,156	4,067	0	10,089	19,938
熊本	2,743	2,334	21,174	7,787	838	12,549	26,251
大分	770	2,347	11,661	2,222	0	9,439	14,778
宮崎	1,494	2,048	9,804	2,093	132	7,579	13,346
鹿児島	3,351	5,013	17,952	6,425	116	11,411	26,316
沖縄	1,064	1,725	11,162	3,286	81	7,795	13,951
計	101,468	191,882	985,234	201,841	25,716	757,677	1,278,584
割合(%)	7.9	15.0		15.8	2.0	59.3	100.0
	22.9			77.1			100.0

「一般病床」及び「療養病床」の基準

	一 般 病 床	療 養 病 床
定 義	精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
人 員 配 置 基 準	医師 16 : 1 看護職員 3 : 1 薬剤師 70 : 1	医師 48 : 1 看護職員 6 : 1 看護補助者 6 : 1 薬剤師 150 : 1
経 過 措 置	看護職員 4 : 1 平成18年2月28日まで (へき地の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の病院に限る。)	
病 床 面 積	6.4 m ² /床以上 既設 : 4.3 m ² /床以上	6.4 m ² /床以上
廊 下 幅	1.8m 以上 (両側居室 2.1m) 既設 : 1.2m 以上 (両側居室 1.6m)	1.8m 以上 (両側居室 2.7m) 既設 : 1.2m 以上 (両側居室 1.6m)
構 造 設 備 基 準 (必 置 施 設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各科専門の診察室 ・ 手術室 ・ 処置室 ・ 臨床検査施設 (外部委託の場合は一部緩和) ・ エックス線装置 ・ 調剤所 ・ 給食施設 (外部委託の場合は一部緩和) ・ 消毒施設 (外部委託の場合は一部緩和) ・ 洗濯施設 (外部委託の場合は一部緩和) 等	一般病床において必要な施設のほか、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練室 ・ 談話室 ・ 食堂 ・ 浴室

療養病床への転換支援措置の概要

1. 医療施設近代化整備事業

介護力強化病院・老人特例許可病床から療養病床への転換整備の場合には、補助要件を緩和

2. 社会福祉・医療事業団の融資

①療養病床を整備する場合、融資限度額 7.2億 → 12億に引上げ

②療養病床を近代化補助金で行う場合、融資率 80% → 90%に引上げ
かつ、病床過剰地域でも優遇金利適用

3. 税制上の措置

・療養病床用建物を取得した場合、取得後5年間にわたり8%の割増償却

「介護力強化病棟の転換等について」(平成13年6月25日付け老健局振興課・医政局
総務課連名事務連絡)(抄)

1. 介護保険制度上の取扱いについて

介護保険制度においては、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第10条及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第52条第1項により、介護力強化病棟が介護療養型医療施設の指定対象となるのは、平成15年3月31日までの間とされている。したがって、既に指定を受けている介護力強化病棟であっても、平成15年3月31日までの間に療養病床の指定基準を満たした上で、療養病床への転換を行わなかった場合には、法律上自動的に、介護保険制度の介護療養施設サービスの提供主体に該当しなくなる事となる。

なお、介護力強化病棟については、指定申請時に療養環境整備計画を提出し、当該計画に沿って療養環境を整備し、平成15年3月31日までに療養病床への転換を図ることとなっているが、療養病床への転換に際し、具体的には、以下のように療養環境を整備する必要がある。

- ・入院患者1人当たりの病床面積を6.4平方メートルに引き上げる。
- ・1病室の病床数を4床以下にする。
- ・40平方メートル以上の機能訓練室を設ける。
- ・談話室、食堂(1人当たり1平方メートル以上)、浴室を設ける。

医政発第1128001号の2
平成14年11月28日



別記団体の長 殿

厚生労働省医政局長

医療法等の一部を改正する法律附則第2条に基づく届出について

標記について、別添通知を各都道府県知事あてに発出したので、御了知の上、関係者に周知していただくようお願いいたします。

(另記)

社団法人 日本医師会

社団法人 日本歯科医師会

社団法人 日本病院会

社団法人 日本医療法人協会

社団法人 全日本病院協会

社団法人 全国自治体病院協議会

社団法人 日本精神科病院協会